

畜産 衛生 課	1 家畜の改良増殖に関すること。		<ol style="list-style-type: none"> 1 家畜及び家きんの改良増殖計画を策定すること。 2 家畜導入及び貸付けに関すること。 3 種畜の貸付けに関すること。 4 家畜人工授精師講習会の開催、資格試験の実施に関すること。 5 子家畜検査員及び種雄畜検査員の任免に関すること。 6 ふ化業者を登録すること。 7 標準鶏認定検査員の任免に関すること。 8 登録ふ化業者に対する措置を命ずること及び立入検査をすること。 9 地方種畜検査員を任免し、臨時種畜検査証明書を発行し、及び立入検査を命ずること。 10 優良種牛を認定すること。 	1 種畜及び標準鶏の検査を実施すること。
	2 養ほうに関すること。		<ol style="list-style-type: none"> 1 みつ蜂転飼を許可すること。 	
	3 家畜保健衛生に関すること。			1 家畜衛生に関する思想の普及活動を実施すること。
	4 家畜伝染病予防に関すること。		<ol style="list-style-type: none"> 1 家畜伝染病の発生又はまん延を防止するための検査、注射、薬浴又は投薬を命ずること。 2 家畜伝染性疾病を予防するため消毒を命ずること。 3 家畜伝染病の発生に伴う必要な処置に関すること。 4 患畜又は擬似患畜の殺処分を命ずること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 家畜の伝染性疾病及び患畜の届出を受理すること。 2 家畜伝染病まん延防止のためとった措置について農林水産大臣への報告及び関係都道府県への通報をすること。